変動金利定期預金規定(複利型) 〈非自動継続型〉

2020年7月1日改定 新潟信用金庫

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

この変動金利定期預金(以下「この預金)といいます。)は、証書(通帳)表面記載(以下「表面記載」といいます。)の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫の店頭表示の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準 として別に定めをしたときは、その定めによるものとします.

4. (利率)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率(上記3. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - A 6か月未満......解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満.....約定利率×40%

- C 1年以上1年6か月未満......約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満......約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満......約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満......約定利率×90%
- 5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。この他、『定期預金共通規定』を参照ください。

以上